

12. 料金制度の最適化

神奈川県県営上水道条例施行規程 地下水からの転換又は研究所等の立地による減額制度

県営水道では、平成23年度から、給水区域内の企業等が、地下水利用から県営水道の供給に転換した場合の水道料金と水道利用加入金の減額制度を、また、研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金の減額制度を導入しています。

地下水利用から県営水道の供給に転換した場合の水道料金減額制度

1年以上利用している地下水の全量又は一部を県営水道の供給（業務用料金）に転換した場合は、申請により、申請のあった月の翌月分から、転換したことによる水道使用量の増加量が1,000m³以上の月について、増加した水道使用量に対する水道料金の40%を減額します。

地下水利用から県営水道の供給に転換した場合の水道利用加入金減額制度

1年以上地下水を利用している者が、地下水利用から県営水道の供給に転換した場合の水道料金減額制度を受けるために、地下水の全量を県営水道の供給（業務用料金）に転換する場合は、申請により、水道利用加入金の50%を減額します。

研究所、本社又は工場を立地する場合の水道利用加入金減額制度

製造業等に係る研究所等を立地するために、設置する量水器の口径が50ミリメートル以上であり、増加する1日最大使用水量が50m³以上となる給水装置工事を行なう場合は、申請により、水道利用加入金の20%を減額します。

また、量水器の口径が150ミリメートルを超える場合に加算される「管理者が別に定める額」については50%を減額します。

減額の手続き

減額制度の適用にあたっては、お客さまの給水区域を所管する水道営業所に減額要件確認のための事前相談や減額申請書類の提出が必要となります。